

2013くらしのサポーター通信

CO₂排出権取引の勧誘にご注意ください！

ハイライト:

□ 今月のテーマ

・CO₂排出権取引の勧誘にご注意ください！

・ネットから漏れた情報から被害ははじまる

□ お知らせ

□ 交流コーナー

□ コラム

変わる稲作の季節感

～虫送り・稲刈り～

CO₂排出権取引の金融商品への投資を持ちかけ、現金をだまし取ったとして、京都府警は6月30日、富士エナジー（大阪市）の社長ら3人を詐欺と特定商取引法違反（不実の告知など）の疑いで逮捕しました。

府警生活経済課は、昨年3月からの1年間で、京都、大阪、兵庫、奈良、徳島の5府県の22人から約5千万円をだまし取ったとみて調べています。うち20人は65歳以上で、金融商品の知識に乏しい高齢者を狙っていたとみられています。

CO₂排出権取引に関しては、平成24年6月に消費者庁が東京都台東区の会社に12か月の業務停止命令、平成25年3月に東京都が東京都新宿区の会社に9か月の業務停止命令を出しています。

1 CO₂排出権取引とは？

1997年に採択された「京都議定書」で、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出枠を国や企業同士で売買することが認められ、排出権の取引が北米や欧州の取引所で行われています。

問題となっているCO₂排出権取引は、CO₂排出権そのものを取引しているのではなく、CO₂排出権のCFD取引を行っています。

CO₂排出権のCFD取引とは、①欧州の市場などで実際に取引されているユーロ建てのCO₂排出権の価格相場を参照し、②取引開始時に売買した価格と、その後の反対売買時の価格の差額を損益として清算し、③差額のみによって決済をする取引をいいます。また、CO₂排出権のCFD取引は、証拠金取引として設計されており、実際に入れた資金の何倍もの取引をすることができ、高い利益が出る可能性がある一方、損失額も高額となる可能性がある、ハイリスクな取引です。

2 取引の仕組みに関する問題

消費者は海外のCO₂排出権の価格や為替相場の値動きを見極めながら



決断をしなくてはなりません、一般の消費者がCO₂排出権の価格相場や為替などの状況を把握し、適切に売買注文を出すことはまず不可能です。

3 業者に関する問題

(1) 「ロコ・ロンドン金取引」については、トラブルが急増したことなどから平成23年1月1日から商品先物取引法の対象になり、原則許可制や不招請勧誘の禁止の導入など規制が強化されました。このロコ・ロンドン金取引の分野から、商品先物取引法や金融商品取引法の適用がないとされているCO₂排出権のCFD取引の分野に悪質業者が商品をシフトしていると考えられています。

(2) CO₂排出権取引は、業者が注文どおりに取引を行っているのか、さらには取引自体が本当に行われているのかを消費者が確認することが極めて難しい取引です。取引の実態がない場合は詐欺となりますが、富士エナジー社の事案では取引実態がなかったとみられています。

4 消費者へのアドバイス

CO₂排出権取引は多額の損失を被るおそれがあるにもかかわらず、「元本は必ず戻る」「必ず儲かる」などと事実と異なる説明が行われているケースが見られます。

勧誘時に「原発事故で電力が不足し、火力発電が中心となるのでCO₂が増え、価格が上がる」「皇族や外国の王族の名前を出して『信用できる』」などのセールストークがなされることがありますのでご注意ください。

CO₂排出権取引には、一般の消費者はぜったいに手を出さないようにしてください。また、電話や訪問により勧誘を受けてもきっぱりと断ってください。

契約をしてしまっても、クーリング・オフが可能な場合もありますので、すぐに消費者情報センターまでご相談ください。

ネットから漏れた情報から被害ははじまる

みなさんは、自宅に送られてくるダイレクトメールや勧誘の電話、はたまた昼夜問わず送られてくる迷惑メールに対して、どうして住所や電話番号、メールアドレスがわかってしまったのか不思議に思ったことはありませんか？このような個人情報は、私たちの知らないうちにいろんなところから漏れて、お金に変えられています。では、どんなところから個人情報は漏れてしまうのでしょうか？

1 スマートフォンのアプリ

最近では、若者を中心にスマートフォンを持つ人が増えてきました。2012年6月の総務省の調査では、10代と20代の若者では、スマートフォンの所有率が携帯電話の所有率を上回ったという結果が出ています。ではスマートフォンは携帯電話と同じものなのでしょうか？答えはNO！です。携帯電話が通話機能を主とする電話であるのに対して、スマートフォンは小さなパソコンです。スマートフォンには携帯電話と比べものにならないほど、多くの情報がつまっています。



「電話帳のデータ」「通話履歴」「ネット閲覧履歴」「位置情報」etc. そして、スマートフォンのアプリはこういった情報の提供に同意して初めて使うことができます。そのようにして送られた情報が悪意のある人によって盗まれ、オレオレ詐欺や出会い系サイトに誘う迷惑メールの送信に利用されてしまうのです。

スマートフォンを安全に便利に使うために一番いい方法は、買った時の状態のまま、何のアプリも追加しないで使うことです。もし、必要なアプリをダウンロードする場合は、自分でそのアプリがどんな情報を提供しなければならないものなのか、よく利用規約を読んだ上で納得してからダウンロードするようにしましょう。

2 パソコンの検索サイト

Yahoo!やGoogleで検索をしてもお金はかかりません。これはどうしてでしょう。実は皆さんが検索したワードはそれぞれのサイトに集積され分析されています。このいわゆる「ビッグデータ」というものは、今や企業のマーケティングには欠かせないものになっています。では、このデータが漏れて悪用されてしまうとどうなるのでしょうか？このビッグデータにより個人の趣味や嗜好が明らかになります。もし株や投資に興味があると分析された人に、「絶対に儲かる」と投資話や未公開株の話を持ちかけたらどうでしょうか？そういうものに全く興味がない人よりも、だまされる確率は高くなるでしょう。

ネットは便利で、現代では生活に欠かせないものとなりました。その反面、ネットを利用する限り、どんな年代の人にもトラブルの危険はあります。普段からネット関連の詐欺や犯罪の手口を知り、その対策について知識を得るように心がけましょう。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

・相談電話 088-623-0110

・啓発受付 088-625-8285

・事務担当 088-623-0612

・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

変わる稲作の季節感～虫送り・稲刈り～

先月末の徳島新聞に海部郡の稲刈りと阿南市の虫送りの行事の記事が同じ日に掲載されていた。季語は、結社により同じではないかもしれないが、虫送りは初夏であり、稲刈りは晩秋である。

虫送りは何一つ知らない行事なので調べると、農作物の害虫を駆逐し、豊作を祈願するもので、夜間に松明を焚くようだ。また、藁人形を悪霊にかたどり、害虫をくくりつけて、鉦や太鼓をたたきながら行列して村境に追い払う、また、川などに流すと言われる。

「210日、220日も無事に過ぎ」との言葉は死語に近く、すでに稲刈りは終わっている。2010年に本屋大賞に輝いた『天地明察』にも渋川春海が暦に210日を取り入れたとの記述はなかった。

くらしのサポーター 三原茂雄

7月16日に、四国大学と「消費者教育の充実等のための連携に関する協定」を締結しました。この協定により、消費者大学校大学院卒業生の四国大学における一部講義の無料聴講をはじめとする、さまざまな連携が可能となりました。

県では、今後も消費者施策の推進に努め、誰もが賢い消費者として、安全な経済活動ができる社会を目指してまいります。



くらしのサポーター担当者より

残暑が厳しいおりですが、いかがお過ごしでしょうか。

先月の消費生活相談研修会には51名のくらしのサポーターの方にご参加いただきました。講師の山田先生とは、講義以外にも、昼食や車での移動で一緒にさせていただきましたが、気さくで楽しい方でした。

サポーター活動は、日々の勉強や地道な努力が必要で大変ですが、ともにがんばっていきましょう。